

# 令和2年度第10回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月12日(火) 午後1時30分から午後4時30分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (24名)

|    |     |       |         |     |    |    |
|----|-----|-------|---------|-----|----|----|
| 会長 | 4番  | 濱田香   | 会長職務代理者 | 6番  | 田淵 | 緑  |
| 委員 | 1番  | 安東和彦  | 委員      | 14番 | 福安 | 修  |
| 〃  | 2番  | 村田幸範  | 〃       | 15番 | 上田 | 壽一 |
| 〃  | 3番  | 河毛早苗  | 〃       | 16番 | 藏内 | 敏博 |
| 〃  | 5番  | 下田義男  | 〃       | 17番 | 砂川 | 重雄 |
| 〃  | 7番  | 建部憲二  | 〃       | 18番 | 依藤 | 利一 |
| 〃  | 8番  | 川上信温  | 〃       | 19番 | 竹森 | 潔  |
| 〃  | 9番  | 猪口実   | 〃       | 20番 | 香川 | 恵  |
| 〃  | 10番 | 福田克彦  | 〃       | 21番 | 柳田 | 和廣 |
| 〃  | 11番 | 中村精   | 〃       | 22番 | 石谷 | 隆  |
| 〃  | 12番 | 福田淳一郎 | 〃       | 23番 | 加藤 | 修  |
| 〃  | 13番 | 山田準二  | 〃       | 24番 | 岩永 | 正司 |

4. 欠席委員 (なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 非農地証明について

議案第60号 鳥取市農用地利用集積計画について

議案第61号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について

(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について

(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について

(6) 農地の形状変更届出書の受理について

(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

|         |  |
|---------|--|
|         | 開会：午後1時30分   |
| 議 長     | <p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第10回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在24名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、11番 中村委員、12番 福田淳一郎委員を指名します。では、議事に入ります。議案第57号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局   | <p>議案第57号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号38番につきましては、美和地内の畑1筆、396㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は293アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長     | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |
| 下 田 委 員 | <p>1月5日に、譲受人の父親、事務局、推進員と現地確認を行いました。譲受人の父親は、昨年まで認定農業者として、長年に渡って地域の農業を支えていただいたということでございます。農機具等の保有状況からみて、問題はないと判断しました。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>   |
| 議 長     | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)   |
| 議 長     | <p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号38番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br/>(異議なし)</p>  |
| 議 長     | <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号39番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局   | <p>整理番号39番につきましては、白兔地内の田1筆、2,211㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明し</p>  |

ます。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から1km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は85アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われま

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 川上委員 議 長 川上委員 議 長 議 長 事務局

では、担当農業委員の報告をお願いします。

本件の譲受人は、現在、畑を作っておられます。田を畑地にする予定で3条申請を出しておられます。お持ちの農機具等は、トラクター、管理機、田植機等はすべて揃っておられますし、父母と譲受人の3名で経営しておられまして、（農協の販売所である）愛菜館に商品を出されておられます。

申請地の隣が譲受人（の家族が）所有の畑地です。譲受人に買っていただくと、一つの大きな畑地となるということで話が持ち上がり、経営を拡大できる状態になっております。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

では、質疑・意見はございませんか。  
（質疑・意見なし）

以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なし）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。  
続きまして整理番号40番を審議します。事務局の説明を求めます。

整理番号40番につきましては、気高町浜村地内の田1筆、1,091㎡を売買により所有権移転するものです。

申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われま

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は551アールとなり、

|       |  |
|-------|--|
|       | 要件を満たしております。<br>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。<br>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議 長   | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |
| 中村精委員 | 譲受人のお父さんは、いろんなことをやっておられまして、青谷の方で畑を5,000㎡お持ちです。この度、水田ですけど、畑として1,000㎡購入するというので、（譲受人）ご本人にもお会いしましたが、非常にやる気満々で遠くよりも近くが良いので、あればいろいろ紹介して欲しいとのことでございます。とりあえず、野菜を作りたいし、また別のところでは蓮の花を作りたいとのことでした。近隣の農地をお持ちの方ともうまく話がついたようでした。いろんなことに挑戦して浜村の辺りを盛り上げたいというようなことを言っておられますので、今後、遊休農地を引き受けてくれるかもしれません。<br>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。   |
| 議 長   | では、質疑・意見はございませんか。<br>（質疑・意見なし）   |
| 議 長   | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号40番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>（異議なし）  |
| 議 長   | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号41番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局 | 整理番号41番につきましては、河原町水根地内の田5筆、畑2筆、合計3893.91㎡を贈与により所有権移転するものです。<br>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。<br>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から14km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。<br>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。<br>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は55アールとなり、要件を満たしております。<br>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。<br>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議 長   | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |

|      |  |
|------|--|
| 猪口委員 | <p>譲受人は、鳥取に住んでおられまして、当分、まともな百姓はできないのではないかと<br/>いう気もしますけども、(申請地の) すぐ近くに本家がありまして、荒らされることはない<br/>だろうと思います。また、譲受人だけでなく、甥っ子も時々来て作業をやっておられまし<br/>て、当分は出来ないにしても、後々はやってもらえるのではないかと思います。(耕作) 放<br/>棄地になることは考えられません。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>  |
| 議 長  | <p>では、質疑・意見はございませんか。<br/>(質疑・意見なし)</p>   |
| 議 長  | <p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br/>整理番号41番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br/>(異議なし)</p>   |
| 議 長  | <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br/>続きまして整理番号42番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局  | <p>整理番号42番につきましては、叶地内の田1筆、2660㎡のうち2421.21㎡<br/>を売買により所有権移転するものです。<br/>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明し<br/>ます。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、<br/>譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。ま<br/>た、申請地は住所地から11km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人<br/>は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的<br/>に利用して耕作を行うものと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、<br/>申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、<br/>現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、<br/>申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は114アールとなり、<br/>要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、<br/>申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確<br/>保に支障を生じないと思われま。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁<br/>止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。<br/>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長  | <p>では、担当推進委員の報告をお願いします。</p>  |
| 霜田委員 | <p>1月5日に譲渡人、譲受人、農業委員、事務局と現地確認しました。<br/>現状も田でありますので、売買での所有権移転になっておりますけど、必要な機材につ<br/>いては、トラクター、コンバイン、田植え機等もあります。それらをどうして運ぶかとい<br/>うと、(譲受人の) ご主人が車の会社をやっておられまして、その車両で、その都度運ぶ<br/>ということでありま。ですので、そこが耕作放棄地になるということは考えられません。<br/>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>   |
| 議 長  | <p>では、質疑・意見はございませんか。<br/>柳田委員どうぞ。</p>  |
| 柳田委員 | <p>このトータル面積が、2660㎡なのですけど、このうちの2421.21㎡とえらい</p>   |

|       |  |
|-------|--|
|       | 中途半端な譲受（面積）になっているのですが、全部買ってもらうのがどうなのかと思うのですが。  |
| 霜田委員  | 今、言われたように2660㎡のうち2421.21㎡ありますけど、実際の㎡数は、求積図がありまして、それによりますと2678㎡あります。そのうちの2421.21㎡がありまして、こちらの残りについては、譲渡人の所有のままのようです。ちょうど、ここの変な出っ張りのところは、排水するところとなっております、水を入れるところと排水するところがきちんとありますので、田としては申し分ないというふうに思っております。残りの土地については、段差がついて建物が建っております。   |
| 柳田委員  | 意味は分かりましたが、もう一つ問題が出るんですね。例えば、田としてある中で、残りの部分は家が建っているんですか。   |
| 事務局   | 建物が建っているということですが、そちらの方につきましては、農業用倉庫が建っておりまして、譲渡人の方は、付近にも農地がありまして、引き続き譲渡人が使われるということで、今回、分筆予定になっております。   |
| 議長    | その他質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)   |
| 議長    | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号43番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事務局   | 整理番号43番につきましては、金沢地内の田4筆、合計5,252㎡を売買により所有権移転するものです。<br>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。<br>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は湖山池西岸南の金沢で、居住地は同西岸北の三津ですが、直線距離で約2.5kmと近く問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。<br>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。<br>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は77アールとなり、要件を満たしております。<br>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。<br>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。<br>以上で説明を終わります。 |
| 議長    | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |
| 福田淳委員 | 12月26日に担当推進委員と現地調査しました。譲受人の家に行って聞き取りをしました。譲受人は、現在、65歳でにんにくの有機栽培に取り組んでおられます。有機の黒にんにくの健康食品を販売しておられます。インターネットのホームページを見ましたら、ありました。現在、自身の1.7反の借入地の他に、三津の農家に栽培委託して、それをもとに黒にんにくを販売しておられます。もう少し販路を拡大したいということで、粉末のにんにくを作って売りたいということで、規模拡大が必要で耕作面積の拡大を図りたいとい   |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>うふうに考えておられまして、市内の不動産屋さんから今回の土地の紹介を受けたということです。申請地は、湖南地区の金沢にあるのですが、そこはアワダチソウがあります。我々が農地パトロールをしても、違反としたいくなるような長いことアワダチソウの(ある)土地でございます。そこで有機栽培のにんにくを作って粉末化したものを商品化して売りたいと今回の話が持ち上がっております。現在、自宅の作業場みたいなところで試作品を作っておられました。にんにく栽培はそんなに労力もかからないことですし、有機栽培、無農薬でやりたいということで水もいらないのでいいのかなと思っております。6次産業化を進めるのに有効ではないかと判断いたしました。譲受人の住所地と金沢は軽トラで10分 距離的にも問題ありません。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>  |
| 議 長     | <p>では、質疑・意見はございませんか。<br/>(質疑・意見なし)</p>  |
| 議 長     | <p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br/>整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br/>(異議なし)</p>  |
| 議 長     | <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br/>続きまして整理番号44番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局   | <p>整理番号44番につきましては、湖山町南四丁目地内の畑2筆、合計1,386㎡を売買により所有権移転するものです。<br/>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、<br/>譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地から2km以内に位置し、通作には問題ありませんが、既存の経営農地は、残土が一部残っており農地の全てを効率的に利用すると認められません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、<br/>申請書に記載された譲受人の農作業従事日数を確認した結果、譲受人は、新規就農のような農業に必要な機械の記載もありません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、<br/>申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は56アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、<br/>申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。<br/>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長     | <p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>   |
| 川 上 委 員 | <p>譲受人は、砂利採取業者の方です。農地は所有しておられません。今回、3条申請をするために4反2畝ほど土地を借りて、令和3年1月から耕作されることになっております。譲受人は農機具を一切お持ちでございませんし、農業経験は過去に2年間ほどあったということのようです。それから奥さんも農業経験が全くなしということでございまして、本人は会社員で奥さんは主婦ということでございます。</p> <p>それから借りている土地についてのことでございますけど、一つは3,068㎡で、農地でございますけど、一部、山土が高く積んである状態です。1,139㎡は砂利採取後の土地でございます。本件の湖山の土地を売買するために、土地を借りて農業をするという形をとっておられます。</p>  |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>何を作るか栽培計画が書いてありません。12月29日に末恒の湖山の推進員と3人で現地を見ましたが、3人とも下限面積を全く満たしていないので、売買の権利はないのではないかという結論に至りました。</p>   |
| 議 長     | <p>では、質疑・意見はございませんか。<br/>柳田委員どうぞ。</p>  |
| 柳 田 委 員 | <p>農地を借りるからという前提で、法律上問題ないですか。</p>  |
| 事 務 局   | <p>今回申請のあった譲受人の方は、三津の方で農地を借りておられまして、そこを耕作されるということで、それに加えて3条申請をされ、合わせて5反を超えるということで下限面積を満たしています。実際は三津の方では耕作されていないということで、申請を受ける段階で、まず耕作をしていただいて、その後に3条申請した方がいいのではないかと伝えましたが、そのことを受け入れてもらえませんでした。今回、新規就農というような形になるのではないかということで、営農計画書も出していただくようお願いしたのですが、中身がほとんどないような内容で、何を作るかも分からないということでありました。今回の湖山町南四丁目の申請と三津の方で全部効率的に利用するということは考えられないのかなと思います。<br/>法律上問題とおっしゃられましたが、全部効率要件に反すると形になるのかと思います。</p> |
| 柳 田 委 員 | <p>法律に違反するのであれば、受けられません。</p>   |
| 議 長     | <p>法的には、下限面積をクリアするのですが、全部効率要件に反するので問題があるということですね。</p>  |
| 議 長     | <p>以上で質疑を打ち切り、挙手をもって採決に入ります。<br/>整理番号44番について、賛成の方は挙手をお願いします。<br/>(挙手なし)</p>  |
| 議 長     | <p>よって、本案は不許可ということで決定します。<br/>では議案第58号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局   | <p>議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。<br/>整理番号43番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。<br/>申請地は、気高町新町二丁目地内の畑1筆、361㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施工区域に該当します。<br/>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。<br/>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。<br/>以上で説明を終わります。</p>  |
| 議 長     | <p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>  |
| 中 村 委 員 | <p>1月6日に、担当推進委員及び事務局と現地確認しました。申請地は、住宅地と畑地が混在する地域で、隣接地にも建物が建っており、そこに住宅を建築するというものです。上水道、公共下水道の設備もあり、隣接耕作者の同意が得られておりますし、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>   |
| 議 長     | <p>では、質疑・意見はございませんか。</p>   |

|       |   |   |
|-------|---|---|
|       |   | (質疑・意見なし)   |
| 議     | 長 | <p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号43番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| 議     | 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号44番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局   |   | <p>整理番号44番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、六反田地内の田1筆、498㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>  |
| 議     | 長 | <p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>   |
| 福田淳委員 |   | <p>12月26日に、担当推進委員と現地確認しました。申請地は、今年の9月に農振除外された場所で、分家住宅を建築するというものです。隣接耕作者の同意も得られておりますし、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>   |
| 議     | 長 | <p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>   |
| 議     | 長 | <p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号44番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>  |
| 議     | 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号45番を審議します。事務局の説明を求めます。</p> <p>整理番号45番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、河原町稲常地内の田1筆、717㎡のうち258.62㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、集落接続です。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議     | 長 | <p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>   |
| 岩永委員  |   | <p>今年の12月に審議されて許可になった案件ですが、転用面積の変更ということで、再度、申請をするというものです。チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>  |
| 議     | 長 | <p>では、質疑・意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)   |
| 議 長     | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。<br>では議案第59号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   | 議案第59号非農地証明について説明します。<br>整理番号147番の申請地は、鹿野町鹿野地内の畑1筆、161㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議 長     | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |
| 砂 川 委 員 | 1月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は申請人の自宅の近くであり、申請地の現況は、一部に砂利が敷かれ、駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。                      |
| 議 長     | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議 長     | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号147番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議 長     | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号148番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   | 整理番号148番の申請地は、気高町勝見地内の畑1筆、42㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議 長     | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |
| 中 村 委 員 | 1月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は山の中腹に位置し、申請地周辺は墓地になっており、申請地の現況は、竹が繁茂し山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。また、申請人に聞き取りしたところ、今後、申請地では竹林伐採事業を計画しているとのことでした。 |
| 議 長     | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議 長     | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号148番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議 長     | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号149番を審議します。事務局の説明を求めます。  |

|         |  |
|---------|--|
| 事務局     | 整理番号149番の申請地は、香取地内の田1筆、畑2筆、合計8,096㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃したというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議長      | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |
| 下田委員    | 1月7日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。本件は昨年9月の鳥取市農業委員会総会において審議した結果、農業振興地域内農用地区域からの除外については異議なしと意見決定された土地になります。申請地の現況は、雑草・雑木が繁茂し原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議長      | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)   |
| 議長      | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号149番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)   |
| 議長      | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号150番を審議します。事務局の説明を求めます。   |
| 事務局     | 整理番号150番の申請地は、吉方温泉二丁目地内の畑3筆、合計461㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 会長職務代理者 | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |
| 濱田委員    | 1月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。   |
| 議長      | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)   |
| 議長      | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号150番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)   |
| 議長      | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号151番を審議します。事務局の説明を求めます。   |
| 事務局     | 整理番号151番の申請地は、河原町長瀬地内の田1筆、809㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議長      | では、担当農業委員の報告をお願いします。   |
| 岩永委員    | 1月5日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地への進入路は無く、申請地の現況は、建設会社の事務所が建築されており、申請地周辺も含めて宅地化しておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断                          |

|         |  |   |
|---------|--|---|
|         |  | します。  |
| 議 長     |  | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議 長     |  | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号151番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議 長     |  | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号152番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   |  | 整理番号152番の申請地は、河原町袋河原地内の田2筆、合計302㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議 長     |  | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |
| 猪 口 委 員 |  | 1月5日に申請人、担当推進委員、河原地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地はほ場整備地の縁辺部に位置しており、申請地の現況は、コンクリート張りの農機具保管庫として利用されておりました。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。          |
| 議 長     |  | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議 長     |  | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号152番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議 長     |  | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号153番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   |  | 整理番号153番の申請地は、河原町神馬地内の畑1筆、483㎡です。申請事由は、人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。<br>以上で説明を終わります。  |
| 議 長     |  | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |
| 田 淵 委 員 |  | 12月28日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は県道と山林に囲まれた日当たりの悪い農地で、長年、牛舎の敷地として利用されておりましたが、申請地の現況は、建物が取り壊され、雑種地となっております。人為的潰廢地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長     |  | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議 長     |  | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号153番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |

|         |   |
|---------|---|
| 議 長     | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号154番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   | 整理番号154番の申請地は、気高町殿地内の畑1筆、9,242㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議 長     | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |
| 中 村 委 員 | 1月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、雑木が繁茂し原野化しておりました。五本松土地改良区からの同意も得られており、長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。                         |
| 議 長     | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議 長     | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号154番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議 長     | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号155番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   | 整理番号155番の申請地は、気高町八束水地内の畑1筆、330㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。<br>以上で説明を終わります。   |
| 議 長     | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |
| 中 村 委 員 | 1月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。本件は数ヶ月前から申請のあった案件に近接した土地になります。申請地の現況は、砂利敷きの雑種地となっており、隣接地との境界が不明な状況でした。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。 |
| 議 長     | では、質疑・意見はございませんか。   |
| 村 田 委 員 | 本件に限ったことではないが、議案書上では現況が雑種地と記載されているだけなので、具体的な利用状況を記載していただきたいと思います。   |
| 議 長     | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号155番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議 長     | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして整理番号156番を審議します。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   | 整理番号156番の申請地は、白兔地内の畑1筆、58㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。<br>以上で説明を終わります。  |
| 議 長     | では、担当農業委員の報告をお願いします。  |

|      |   |
|------|---|
| 川上委員 | 1月4日に担当推進委員、湖東地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地は集落内の農地であり、申請地の現況は、隣接地と一体的に住宅敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。  |
| 議長   | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議長   | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>整理番号156番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議長   | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>では、議案第60号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。   |
| 事務局  | 議案第60号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。<br>鳥取市長から、令和3年1月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。<br>利用権を設定しようとするものが、新規23件、更新31件、合計54件で、面積は、田143,063㎡、畑29,571㎡、その他5,597㎡、合計178,231㎡です。<br>権利種別の内訳は、賃借権36件、使用貸借による権利18件となっています。<br>農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。  |
| 議長   | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議長   | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。<br>(異議なし)  |
| 議長   | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>では、議案第61号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。   |
| 事務局  | 議案第61号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。<br>鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。<br>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田59,590㎡、畑0㎡、その他2,460㎡。権利種別の内訳は、賃借権31件、使用貸借による権利11件となっています。<br>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。 |
| 議長   | では、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)  |
| 議長   | 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。<br>議案第61号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  |

|        |   |  |
|--------|---|--|
|        |   | (異議なし)   |
| 議      | 長 | 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。<br>続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。<br>(質疑・意見なし)   |
|        |   | 報告事項<br>(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について<br>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について<br>(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について<br>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について<br>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について<br>(6) 農地の形状変更届出書の受理について<br>(7) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について   |
| 議      | 長 | その他報告事項につきまして、事務局ありますか。<br>(特になし)  |
| 議      | 長 | それでは、その他の案件に移ります。<br>「鳥取市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の意見照会の説明になります。<br>本日は、農政企画課長が説明員として来てくださっていますのでお願いします。   |
| 農政企画課長 |   | よろしく申し上げます。<br>「鳥取市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下、「基本構想」)」の意見聴取について説明します。<br>農業経営基盤強化促進法では、担い手育成、農地利用農業構造といった10年後を展望した施策展開の目標を明らかにし、施策推進の方向性を定めた指針として同法第6条の規定により策定されるものです。今回の改正は令和2年から令和10年までを対象としています。<br>市町村はこの法律に基づきまして「鳥取市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めることができるとされていまして、鳥取市では平成7年に策定しまして方向性を定めているということになります。<br>今回の見直しに当たっては、農業委員会の意見もうかがうことになっていきますので時間を割いていただいております。<br>今回のポイントでは、農地利用円滑化事業と農地中間管理機構の統合といった大きな制度変更があったことから、それに関連する記載の変更や将来の集積目標の見直しを図ったものなどになります。<br>詳しい内容ですが、1番目に農業経営基盤の強化の促進に関する目標、2番目に農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、3番目に農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標、4番目に効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項、5番目に農業経営基盤強化促進事業に関する事項を記載していきましてその中には、利用権設定等促進事業に関する事項、農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項、農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項、その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項をそれぞれお示ししています。 |

|                         |  |
|-------------------------|--|
|                         | <p>策定に当たっては、まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、担い手に対する農地利用集積に関する基本方針、担い手・新規就農者の育成に必要な事項等の記載修正を行います。次に、目指すべき農業構造の姿の再検証・見直し、そして農地中間管理事業の促進に関する法律等の一部改正等に伴う変更を中心に改正を行うこととしています。</p> <p>すでにご覧いただいているものと思っておりますが、ボリュームがかなりありますので読み込んでいただきご意見が色々あると思いますので、1週間程度の期間、農業委員会事務局のほうに御意見等をいただきたいと思っております。すでに数人の委員さんから御意見などをいただいておりますが、併せまして慎重に検討させていただきたいと考えています。</p> <p>ぜひご検討いただきたいと思っております。</p>   |
| <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> | <p>それでは「非農地通知の今後の進め方について」を事務局にお願いします。</p> <p>御手元に配布している、鳥取市農業委員会による再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類農地）の地目変更登記の促進に関する事務取扱要領（素案）をご覧ください。</p> <p>農業委員会では、農地の適正な管理を行うため、これまでに実施した農地パトロール（利用状況調査）において「B分類農地（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）」として判定している土地について、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行った後、その土地の権利者等に対し、「非農地通知」を行う必要があります。</p> <p>「非農地」と判断された土地については、今後は農地法の規制の対象外の土地となりますが、非農地通知により登記地目が変わることはありません。土地所有者が非農地通知書を添付して法務局において「地目変更登記の申請」をすることによって、登記地目を農地以外の地目に変更することが可能になります。</p> <p>2月総会の議案として提出予定としておりますので、御審議等よろしくをお願いします。</p> |
| <p>議 長</p>              | <p>以上を持ちまして令和2年度 第10回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後4時30分</p>   |